

死因究明等推進計画検討会(第17回)

日時:平成26年3月14日(金)14時00分～17時00分

場所:永田町合同庁舎第1共用会議室

議事次第

1. 開会
2. 最終報告書の取りまとめについて
3. その他
4. 閉会

<配付資料>

- 資料1 内閣府死因究明等推進会議事務局提出資料
(死因究明等推進計画検討会最終報告書(素案))
- 資料2 内閣府死因究明等推進会議事務局提出資料
(最終報告書(素案)に対する構成員からの意見等)

第17回死因究明等推進計画検討会配付資料

資料1

内閣府死因究明等推進会議事務局

提出資料

(死因究明等推進計画検討会最終報告書(素案))

死因究明等推進計画検討会

最終報告書（素案）

平成26年〇月

目 次

はじめに	1
第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方	
1 死因究明等推進計画策定の経緯・背景	○
2 死因究明等推進計画策定によって期待される効果	○
3 死因究明等推進計画の基本的構成	
(1) 基本理念	○
(2) 重点的施策	○
第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策	
1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備	○
2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備	○
3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上	
(1) 警察等の職員の育成及び資質の向上	○
(2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	○
4 警察等における死因究明等の実施体制の充実	○
5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実	
(1) 検案の実施体制の充実	○
(2) 解剖の実施体制の充実	○
6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用	
(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用	○
(2) 死亡時画像診断の活用	○
7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	○
8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	
(1) 死因究明により得られた情報の活用	○
(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	○
第3 推進体制等	
1 推進体制の整備	○
2 施策の効果の検証及びその見直し	○
おわりに	○
(死因究明等推進計画検討会 構成員)	○
(死因究明等推進計画検討会の開催状況)	○

【参考資料】

はじめに

我が国においては、平成 18 年に発覚した瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故や平成 19 年に発生したいわゆる時津風部屋事件を一つの契機として死因究明に対する国民の関心が高まり、以後、これまで様々な場において、死因又は身元が明らかでない死体について、その死因又は身元を明らかにする体制や法制上の問題点についてその改善を図るべく議論・検討が行われてきた。

その流れの中において、平成 24 年 6 月、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の推進に係る施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とする死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号。以下「推進法」という。）が議員立法により成立し、同法に基づき、同年 9 月、内閣府に、死因究明等推進会議（以下「推進会議」という。）が設置された。

推進会議は、死因究明等の推進に関して講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた死因究明等推進計画（以下本文中においては「推進計画」という。）の案を作成すること等を所掌事務としているところ、平成 24 年 10 月に開催された第 1 回死因究明等推進会議において、推進計画の案の作成に資するために、推進会議の会長（内閣官房長官）が指名する委員及び専門委員により構成される死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することが決定された。

検討会においては、推進法第 6 条に掲げられた重点的に検討、実施されるべき施策については、大きく「人材の育成」、「施設等の整備」及び「制度の整備」の 3 つに分類した上で順次議論することとし、平成 24 年 10 月の第 1 回検討会以降、これまで〇回にわたり検討を重ねてきた。

各分野の第一人者である有識者からは、それぞれの経験と見識に基づき、諸外国の死因究明制度を参考とした我が国における死因究明制度の将来像に関する意見から喫緊の課題解消に向けて早急な対応が求められる施策に関する意見に至るまで幅広い意見が述べられ、関係行政機関も交え活発な議論が展開された。

検討会としては、これまでの議論を踏まえ、まずは実現可能性も考慮しつつ、当面実施、検討されるべき施策を明確にした上で、政府において確実に死因究明等を推進していくことが重要であるとの結論を得て、次項以降に推進計画の案の作成に当たり必要と思われる事項についてその検討結果を取りまとめた。

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

1 死因究明等推進計画策定の経緯・背景

我が国における年間死亡数は、人口の高齢化を反映して増加傾向にあり、平成15年に100万人を超え、平成25年には127万5千人と推計されている。また、これに伴って、警察における死体取扱数も増加傾向にあり、平成25年の同取扱数は16万9,047体（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）であったが、これは過去10年間で約24%の増加となっている。

一方、我が国の死因究明制度は、諸外国に比べ必ずしも十分なものとは言いがたいとの意見があり、加えて、犯罪行為により死亡したものを病死と判断するなどし、犯罪を見逃してしまったケースも見受けられたことから、我が国における死因究明体制の強化が強く求められるに至った。

また、平成23年3月には、未曾有の大災害である東日本大震災が発生し、被災地を襲った大津波の影響もあり、身元の確認作業が困難を極めたことから、平素から身元確認のための態勢を整備しておくことの重要性が改めて認められたところである。

このような我が国における死因究明等の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成24年6月に推進法が制定され、同年9月に施行された。推進法は、内閣府に特別の機関として推進会議を設置し、推進会議において、死因究明等の推進に関して講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた推進計画の案を策定することとした。

今後とも、高齢化の進展等の社会情勢の変化を受けて、死亡数の増加が予想されることや、首都直下地震を始めとする大規模災害が発生する可能性があること等を勘案すると、死因究明等を推進する重要性はますます高まっていくものと考えられる。このため、政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、推進計画を定めるものである。

2 死因究明等推進計画策定によって期待される効果

推進計画を策定することによって期待される効果は、次の3点に集約される。

- ① 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものとして位置付けられること

これまで我が国では、政府においても地方においても、死因究明等そのものの重要性が必ずしも十分に認識されておらず、各種施策は、関係行政機関、関係団体等のそれぞれの所掌事務・任務の範囲内で個別に実施されてきた。

一方で、後述する推進法に規定される死因究明等の推進の基本理念にあるとおり、死因究明等は高い公益性を有するものであり、推進法の制定に引き続き、推進計画の策定を契機として、死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものとして位置付けられることとなる。

② 政府及び地方における死因究明等の推進・実施に係る連携体制の構築を始め死因究明等に係る実施体制の強化が図られること

第2の1にあるように、政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備するとともに、地方においても、知事部局を始めとした関係機関・団体等が協議する場を設置するなどし、関係機関・団体等間の連携体制の構築を求めることとした。

これによって、政府においては、多岐にわたる関係府省庁の施策を死因究明等の推進という観点から有機的に機能させるとともに、地方においても、知事部局、都道府県警察、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者が有機的に連携しながら、死因究明等の実施に当たることが期待される。

なお、従前から、都道府県においては、自治事務として解剖等が実施されてきており、この点は今後も変わるものではないが、政府が、地方に対し、協議の場の設置や死因究明等に関する施策の検討等を積極的に働き掛けるとともに、関係する情報の提供等適切な支援を行うことにより、地方の自主的な取組を促し、もって死因究明等に係る地域間格差の解消や遺族等からの相談等を受ける体制の構築を進めるものである。

上記のほか、第2に記載された重点施策を進めることにより、警察等¹や医師等における死因究明等の実施体制を強化するものである。

¹ 警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。
(推進法第6条第1項第3号)

③ 検案する医師の質の向上を始めとした死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られること

死因が明らかでない死体が発見等された場合には、捜査機関による捜査・調査（社会的な事実の調査）と医師による検案（医学的な調査）とが同時並行的に行われることとなるが、検案については、あくまでも医師個人の行為であり、検案に当たる医師の多くが地域の臨床医であるため、それぞれの医師が実施する検案の質には、これまで差が見られた。

一方で、検案の結果を記載した死体検案書は死者が医学的に死亡したことを証明する書類であり、さらには、我が国の死因統計にも反映されるものであるため、質の高い検案に基づいた正確な死体検案書が作成される必要がある。

こうした現状を踏まえ、政府においては、日本医師会とも連携の上、検案や死亡時画像診断²に係る研修を実施することにより、検案等に携わる医師の充実及び技術向上に努め、医師による死因究明の質の向上・全国斉一化が図られる。

さらに、死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備を図ることによって、医師、歯科医師等の人材育成を促進していくほか、警察等においても、職員の育成及び資質の向上を図ることにより、死因究明等に係る業務に従事する人材の全体的な資質向上を図るものである。

3 死因究明等推進計画の基本的構成

(1) 基本理念

推進法は、以下の死因究明等の推進に関する基本理念を掲げており、政府は、当該理念に則り、推進計画を策定し、これを推進していくこととする。

- ・ 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。
- ・ 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつ

² 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。（推進法第6条第1項第6号）

つ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。

- ・ 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

(2) 重点的施策

政府は、推進法第6条に規定された基本方針に即して推進計画を定めるとされているところ、同条第1項は、死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として以下の8項目を掲げている。

- 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- 6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

もとより、これまでも、死体に係る専門的知見を有する警察官である検視官の増員やその能力・臨場率の向上、医学部生や歯学部生が卒業時まで履修すべき学習内容を定めたモデル・コア・カリキュラムへの死因究明等に係る到達目標の追加、大学における死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備の支援、地域における死因究明の取組に対する財政支援、医師の死体検案能力の向上を目的とした死体検案講習会の開催等が進められてきており、死因究明に関して一定の成果が現れている。また、東日本大震災においてはDNA型の親子鑑定的手法等の身元確認方法も活用された。死因究明等については、このほかにも、近年、死亡時画像診断を活用した死

因究明が注目されており、科学技術を活用した新たな死因究明等の手法も導入されてきている。

このように、既に一定の成果が現れている施策については、更なる深化を図るとともに、従前、必ずしも十分な対策が講じられていなかった課題に対しても、社会情勢や死因究明等をめぐる環境の変化を踏まえつつ、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者の協力を得て、適切な対策を講ずることによって、死因究明等に関する施策を一層推進していく必要があるとの観点から、上記8項目の重点的施策について、次項に掲げた具体的施策を推進していくこととする。

第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策³

1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- 政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。
- 政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、大学等）が協議する場の設置・活用を求める。
- 関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、協議する場の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。
- 政府において、検案する医師が検案に際して必要な場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族等からの相談等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、協議する場において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。
- 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備⁴

- 文部科学省においては、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。（文部科学省）

³ 特定の府省庁に限定することなく、今後幅広く検討されるべき事項については、個別の担当府省庁名を付していない。

⁴ 歯科法医学に係る教育及び研究の拠点の整備を含む。

- 文部科学省においては、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。(文部科学省)
- 文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。(文部科学省)
- 文部科学省においては、全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部部長会議等において、死因究明等の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図っていく。(文部科学省)

3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

(1) 警察等の職員の育成及び資質の向上

- 警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事するすべての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。(警察庁)
- 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っていく。(警察庁)
- 海上保安庁において、大学法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を実施しているところ、その内容の充実に努めていく。(海上保安庁)
- 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に

努めていく。(警察庁、海上保安庁)

(2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

- 文部科学省においては、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。(文部科学省)(再掲)
- 文部科学省においては、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。(文部科学省)(再掲)
- 文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。(文部科学省)(再掲)
- 文部科学省においては、モデル・コア・カリキュラム(医学教育・歯学教育)において、死因究明等に係る教育内容を定めており、その周知徹底を図ることにより、卒業時(一部は臨床実習開始前)までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。(文部科学省)
- 診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされているところ、同研修における到達目標のうち、死因究明に係る項目として、
 - ・死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること、
 - ・CPC(臨床病理検討会)レポートを作成し、症例呈示できること等が含まれている。

厚生労働省において、今後、臨床研修病院等(医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院)に対して、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルの活用を含めて、上記到達目標の周知徹底を図っていく。(厚生労働省)
- 厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。(厚生労働省)

- 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。(厚生労働省)
- 検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等において、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。(警察庁)
- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁)
- 厚生労働省においては、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度を設ける予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。(厚生労働省)
- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するために開催される研修等において、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。(警察庁)
- 死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁)
- 文部科学省において、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科法医学講座を有する大学における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めていく。(文部科学省)
- 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整

を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。(警察庁、海上保安庁)(再掲)

- 文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようになるため、各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部長会議等にて周知等を行っていく。(文部科学省)
- 文部科学省において、薬学部における死因究明等に係る教育方法やカリキュラムなどの具体案や優良な教育実施事例について全国薬科大学長・薬学部長会議等において積極的に紹介等していく。(文部科学省)

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めていく。(警察庁)
- 警察庁において、司法解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。(警察庁)
- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。(警察庁)
- 警察において、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(以下「死因・身元調査法」という。)に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、検査の効果的な実施を図るため、その運用状況を踏まえ、必要に応じて、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁)
- 警察等において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。(警察庁、海上保

安庁)

- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)
- 警察において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。(警察庁)
- 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実に努めていく。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、大学法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。(海上保安庁)(再掲)
- 海上保安庁において、死体取扱業務に必要な資器材等の整備に努めていく。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、引き続き都道府県医師会、協力病院等との協力関係の強化・構築に努めていく。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があると認めるときはそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、大学法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。(海上保安庁)
- 法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。(警察庁、法務省、海上保安庁)

5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

(1) 検案の実施体制の充実

- 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。(警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁)(再掲)
- 厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を

対象に死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察への立会・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。(厚生労働省) (再掲)

- 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省においては、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai 学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度を設ける予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、5年後を目途に、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案医の参考となるマニュアルを作成していく。(厚生労働省)
- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁) (再掲)
- 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を活用して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)
- 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行

料の費用負担の在り方について指摘があることに鑑み、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ、その在り方について検討する。(厚生労働省)

- 厚生労働省において、我が国の死亡診断書(死体検案書)については、世界保健機関(WHO)が定めたルールに基づき記載する様式としているところ、今後、WHOで新たな勧告がなされた際に、改めて様式の在り方について検討する。(厚生労働省)

(2) 解剖の実施体制の充実

- 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を活用して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)(再掲)
- 政府においては、地方の状況に応じて解剖の受け入れ体制の逼迫度が異なることや今後検案の高度化が図られることに伴い必要とされる解剖数の推定が困難なことを踏まえ、今後、地方に対して、解剖の実施状況に応じた具体的な解剖の受け入れ体制の検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。
- 文部科学省において、地方において実施する解剖の実施体制の充実に係る独自の取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。(文部科学省)
- 厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。(厚生労働省)

6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用

- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。(警察庁)(再掲)
- 警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実に努めるとともに、現場の状況

等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。(警察庁)

- 海上保安庁においては、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査を実施するよう努めていく。(海上保安庁)

(2) 死亡時画像診断の活用

- 厚生労働省においては、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度を設ける予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえ、5年後を目途に、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案医の参考となるマニュアルを作成していく。(厚生労働省) (再掲)
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、検査の効果的な実施を図るため、その運用状況を踏まえ、必要に応じて、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁) (再掲)
- 警察等において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。(警察庁、海上保安庁) (再掲)

7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)(再掲)
- 警察において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。(警察庁)(再掲)
- 厚生労働省において、歯科診療情報が有効活用されるよう、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化に向けた検討を行っていく。(厚生労働省)
- 海上保安庁においては、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があると認めるときはそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、大学法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。(海上保安庁)(再掲)

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

(1) 死因究明により得られた情報の活用

- 死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報していく。(警察庁、海上保安庁)
- 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。(厚生労働省)(再掲)
- 検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等において、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。(警察庁)(再掲)
- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するために開催される研修等において、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。(警察庁)(再掲)
- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師

に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁) (再掲)

- 死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁) (再掲)

(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

- 司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法第 47 条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。(警察庁、法務省、海上保安庁)
- 犯罪捜査の手術が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めていく(警察庁、海上保安庁)
- 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。(警察庁、海上保安庁)
- 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師が説明すべき旨を、死亡診断書(死体検案書) 記入マニュアルに追記し、医師会等を通じて周知していく。(厚生労働省)

第3 推進体制等

1 推進体制の整備

推進会議は、推進計画の策定をもって一つの役割を終える。

死因究明等の推進は、推進計画の策定をもって新たな段階を迎えることとなり、今後は、推進計画に基づく施策を確実に推進していくことが求められる。

そのため、死因究明等を推進するための体制を次のとおり整備し、推進計画に基づく施策の確実な推進を図るものである。

まず、政府においては、新たに、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備することとしており、同体制の下、関係府省庁が緊密な連携・協力を図りつつ、推進計画に基づく施策の計画的な実施を図る。

また、地方についても、政府から地方に対し、協議する場の設置や死因究明等に関する施策の検討等を積極的に働き掛けるとともに、関係する情報の提供等適切な支援を行うことにより、地方における自主的な取組みを促す。

さらに、政府及び地方公共団体における死因究明等の推進に係る施策の実効性を高めるため、死因究明等の実施に当たって重要な役割を担う大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等の協力の確保にも努める。

2 施策の効果の検証及びその見直し

推進計画の策定により、死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものであることが位置付けられ、この認識の下に、各種施策が講じられることは、死因究明等を推進するに当たっての重要な第一歩である。しかしながら、これはあくまでも第一歩に過ぎず、真に死因究明等を推進するためには、不断の施策の見直しによる更なる進化が求められる。

また、今後、社会情勢や死因究明等をめぐる環境も、日々変化を続けることが予想される場所であるが、こうした変化にも柔軟に対応しなければならない。

このような観点から、推進計画に基づく施策については、その効果を適宜検証することとし、必要が認められる場合には、政府において、死因究明等に係る施策や諸制度の見直しを含め、必要な措置を講ずることとする。

おわりに

検討会では、「あるべき死因究明の姿」として、

- ・ 死因究明制度は、主権者である国民のためのものであり、国民にとって分かりやすいものであるべきである。
- ・ 立会い・検案医師の死因究明能力の高度化、そして原則として、すべての御遺体についてその専門的能力を有する医師が必要な死因調査を判断、実施できるようにすること。
- ・ システムや死因究明精度の地域格差の是正を目指し、サービスの全国的斉一化を図ること。公的支出や私的負担を組み合わせ、Ai・薬物検査・解剖等費用を賄い、全国民が同じレベルの死因調査を受けられること。

の3点を構成員間における共通認識とした上で、与えられた時間の中で、推進法に掲げられている8つの重点的施策に関し、今後取り組んでいくべき施策について横断的かつ包括的な議論をすべく多様な論点を整理しつつ検討を重ねてきた。

最終報告書は、検討会において合意が得られた事項を取りまとめたものであるが、広範多岐に渡って議論・検討をしてきた検討会における意見の中には、より詳細な検討が必要である等の理由から構成員間において最終的な意見集約が図られなかった事項も残されている。そのため、「第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策」に掲げられた施策が、検討会構成員の意見すべてを網羅的に反映しているものではないということを御了解いただきたい。

我が国においては、単身世帯や高齢者の増加といった人口動態等を背景に、誰にも看取られることなく亡くなる高齢者等は増加傾向にあり、また病院における医療から在宅医療の充実への移行に向けて施策が推し進められている今日、推進法に規定される死因究明等の推進の基本理念を踏まえれば、今後、その重要性はますます増してくるものと考えられる。

また、近年の画像診断装置、医療機器の進歩は目覚ましく、病気の正確な診断にCT、MRI等の画像診断は欠かせなくなっており、更に情報通信技術の急速な普及・発展は、人々の生活、仕事の流れなどに大きな変革をもたらしている。

今後、「第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策」に掲げられた施策を推進することによって得られる人的・物的インフラの充足に伴う検案の高度化等の成果や死因・身元調査法の運用状況等を勘案しつつ、現行制度上の課題について改めて検討するとともに、上記社会的背景をも踏まえて死因究

明等にかかる施策の実施状況を評価、検証の上、柔軟に当該施策を見直していくことが必要である。

最終報告書に基づき、関係機関・団体等がしっかりとした連携協力体制を築き、今後とも各施策が総合的かつ計画的に進められ、死因究明等の推進が着実に図られていくことを切に願う。

第17回死因究明等推進計画検討会配付資料

資料2

内閣府死因究明等推進会議事務局

提出資料

(最終報告書(素案)に対する構成員からの意見等)

最終報告書（素案）に対する構成員からの意見等

第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策

1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- 政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。（素案 p8）

【修正意見】

- 1 政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整・死因究明で得られた情報の還元等を行う機関体制を設置整備し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。【福永専門委員】
- 2 政府に死因究明等に関する諸施策を立案し遂行するための機関を置き、その機関において、関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。【岩瀬専門委員】
- 3 政府において、死因究明等に関する施策を立案し、具体化するための機関（中央組織）を設置し、関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を整備し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。【久保専門委員】

- 政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、大学等）が協議する場の設置・活用を求める。（素案 p8）

【修正意見】

- 1 政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた専門的な機関の整備等死因究明の施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、大学等）が協議する場の設置・活用を求める。【福永専門委員】

- 2 政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、大学等）が協議する場の設置・活用を求めるとともに、既存のインフラを利用しつつ、可能な限り、死体の検案、解剖、身元確認、薬毒物検査、画像診断、その他各種検査等を実施する専門的機関の設置に向け努力するよう求める。【岩瀬専門委員】
- 3 政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、大学等）が協議する場の設置・活用と、死因究明を具体的に実施する組織・機関の設置を求める。【久保専門委員】

- 関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、協議する場の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。（素案 p8）

【修正意見】

- 1 関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、協議する場の設置・活用、および死因究明の具体的に実施する地方組織・機関の設置に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。【久保専門委員】

- 政府において、検案する医師が検案に際して必要な場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族等からの相談等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、協議する場において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。（素案 p8）

【修正意見】

- 1 政府において、専門的な医師による検案が確実に行われ、~~検案する~~医師が検案に際して必要な場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族に対しては求めに応じて死因情報を提供する等からの相談等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における監察医制度を始めとした先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、協議する場において検討された結果を踏まえた計画の策定、その責任において実施する▲施策の具体化を求める。【福永専門委員】
- 2 政府において、検案する医師が検案に際して必要な場合に検査や解剖が的確に

実施されるようにするための体制の構築や遺族等に対する説明の促進及び遺族等からの相談及び解剖等の死因究明の要望等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、協議する場において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。【福武専門委員】

- 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）（素案 p8）

【修正意見】

- 1 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関と連携しつつ、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）【岩瀬専門委員】
- 2 日本医師会及び日本歯科医師会において、検案及び歯科所見採取に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師及び歯科所見を採取する歯科医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技術向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）【小室専門委員】

【追加意見】

- 1 地方公共団体に置かれる専門的機関に関しては所管官公署を定め、持続可能な機関となるよう、政府が予算措置を含め支援する。【岩瀬専門委員】
- 2 政府は、既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関で実施される、死体の検案、解剖、身元確認、薬毒物検査、画像診断、その他各種検査等に関する標準的な技術的指針を策定し、それらの実施状況を検証・評価する。【岩瀬専門委員】
- 3 政府は、今後法制度の見直しも含め、死因究明等の制度の継続的改革に向け努力する。【岩瀬専門委員】

- 4 日本歯科医師会において、歯科所見による身元確認に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な歯科医師のネットワークを強化するとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技術向上に必要な協力を行っていく。（警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）【柳川専門委員】

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

【追加意見】

- 1 文部科学省においては、国立大学における死因究明等に係る人材育成を支援しているところ、東京医科歯科大学における「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」について、引き続き取組みの継続・拡大に努めていく。(文部科学省)【柳川専門委員】
- 2 文部科学省においては、死因究明、身元確認等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組みとして、国公立大学を通じて、歯科大学・歯学部における歯科法医学講座の増加及び教育体制の拡充に努めていく。(文部科学省)【柳川専門委員】

3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

(1) 警察等の職員の育成及び資質の向上

- 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。(警察庁、海上保安庁)(素案 p9)

【修正意見】

- 1 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成するし、普及に努めていく。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。(警察庁、海上保安庁)【柳川専門委員】

(2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

- 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。(厚生労働省)(素案 p11)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等を拡充し、その成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。(厚生労働省)【久保専門委員】

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁) (素案 p11)

【修正意見】

- 1 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元し、死体検案書に的確な死因が記載されるための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)【福武専門委員】

- 文部科学省において、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科法医学講座を有する大学における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めていく。(文部科学省) (素案 p11)

【修正意見】

- 1 文部科学省において、日本歯科医師会等と連携し、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科法医学講座を有する歯科大学・歯学部における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めていく。(文部科学省)【柳川専門委員】

- 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。(警察庁、海上保安庁) (再掲) (素案 p11-12)

【修正意見】

- 1 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成するし、

普及に努めていく。また、海上保安庁においても、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。(警察庁、海上保安庁) (再掲)【柳川専門委員】

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察庁において、司法解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。
(警察庁) (素案 p12)

【修正意見】

- 1 警察庁において、司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、~~日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。~~【岩瀬専門委員】

- 警察において、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、検査の効果的な実施を図るため、その運用状況を踏まえ、必要に応じて、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁) (素案 p12)

【修正意見】

- 1 警察において、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、検査の効果的な実施を図るため、~~その運用状況を踏まえ、必要な検査ができるように~~ 必要に応じて、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁)【久保専門委員】

- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)
(素案 p13)

【修正意見】

- 1 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、**身元確認の精度を高めるために、DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るためを付加し**、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)【柳川専門委員】

5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

(1) 検案の実施体制の充実

- 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）（再掲）
（素案 p1 3）

【修正意見】

- 1 日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、**既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関と連携しつつ**、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）（再掲）【岩瀬専門委員】
- 2 日本医師会**及び日本歯科医師会**において、**検案及び歯科所見採取**に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、検案をする医師**及び歯科所見を採取する歯科医師**のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技術向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）（再掲）【小室専門委員】

- 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。（厚生労働省）（再掲）（素案 p1 4）

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等を**拡充し**、その成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。（厚生労働省）（再掲）【久保専門委員】

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。(警察庁、海上保安庁)(再掲)(素案 p14)

【修正意見】

- 1 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元し、死体検案書に的確な死因が記載されるための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)【福武専門委員】

- 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を活用して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)(素案 p14)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を拡充するなど活用して、薬毒物検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれら等を行う体制を整備し、必要があれば解剖が実施されるような体制が確保できるよう財政費用を支援していく。(厚生労働省)【福永専門委員】
- 2 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を拡充活用して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)(再掲)【久保専門委員】

- 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について指摘があることに鑑み、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ、その在り方について検討する。(厚生労働省)(素案 p14-15)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費

用負担の在り方について指摘があることに鑑み、~~今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ、その在り方について検討する。~~(厚生労働省)【福永専門委員】

【追加意見】

- 1 厚生労働省及び日本医師会において、検案する医師が薬毒物検査の実施を要すると認めた場合、既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関と連携しつつ、適切な検査と評価が実施できるよう検討を進め、検案医を支援する。(厚生労働省)【岩瀬専門委員】

(2) 解剖の実施体制の充実

- 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を活用して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)(再掲)(素案 p15)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を~~拡充するなど活用~~して、~~薬毒物~~検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、~~必要な場合にそれら等~~を行う体制を整備し、~~必要があれば解剖~~が実施されるような体制が確保できるよう~~財政費用~~を支援していく。(厚生労働省)(再掲)【福永専門委員】
- 2 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を~~拡充活用~~して、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。(厚生労働省)(再掲)【久保専門委員】

- 政府においては、地方の状況に応じて解剖の受け入れ体制の逼迫度が異なることや今後検案の高度化が図られることに伴い必要とされる解剖数の推定が困難なことを踏まえ、今後、地方に対して、解剖の実施状況に応じた具体的な解剖の受け入れ体制の検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。(素案 p15)

【修正意見】

- 1 政府においては、地方の状況に応じて解剖の受け入れ体制の逼迫度が異なることや今後検案の高度化が図られることに伴い必要とされる解剖数の推定が困

難なことを踏まえ、今後、地方に対して、解剖の実施状況に応じた具体的な解剖の受け入れ体制の整備検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る財政独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。【福永専門委員】

- 2 政府においては、地方の状況に応じて解剖の受け入れ体制の逼迫度が異なることや今後検案の高度化が図られることに伴い必要とされる解剖数の推定が困難なことを踏まえ、今後、地方に対して、解剖の実施状況に応じた具体的な解剖の受け入れ体制の充実・整備検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。【久保専門委員】

- 厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。(厚生労働省) (素案 p15)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、~~歴史的経緯において一部地域に~~限定されている監察医制度について~~が置かれている状況などに鑑み~~、今後の死因究明に係る実施体制の充実に~~合わせ状況を踏まえつつ~~、死体解剖保存法の改正等地方公共団体の意見も踏まえて、~~その在り方について~~検討する。(厚生労働省)【福永専門委員】
- 2 厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実に~~関るとともに状況も踏まえつつ~~、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。(厚生労働省)【久保専門委員】

【追加意見】

- 1 政府及び各省庁は、法案審議の際（平成24年5月18日）の政府参考人及び動議提出者の、数年後に解剖率を警察取扱死体の20%を目標にするとの答弁を踏まえ、その実現に向け努力する。【岩瀬専門委員】

6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用

【追加意見】

- 1 政府及び関係省庁は、既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関がより精度の高い死因究明を行うことを可能にするため、薬毒物検査の実施体制を支援する。その場合、1県に置かれた機関では困難な場合、薬毒物検査機関の拠点化を企画し実施する。【岩瀬専門委員】
- 2 政府および関係府省庁において、死因究明のために必要な薬毒物検査ができるように、死因究明機関（大学法医学教室等）および今後設置される死因究明を実施する地方組織における薬毒物検査体制を整備する。この時、必要に応じて、薬毒物検査機関の拠点化を実施する。【久保専門委員】
- 3 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を活用して、検案・解剖に際して必要な薬毒物検査を明らかにし、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。（厚生労働省）【久保専門委員】
- 4 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、薬毒物検査の効果的な実施を図るため、必要に応じて、その実施体制の見直しを行っていく。（警察庁）【久保専門委員】

(2) 死亡時画像診断の活用

【追加意見】

- 1 政府及び関係省庁は、既存の死因究明等の機関及び地方に設置された専門的機関がより精度の高い死因究明を行うことを可能にするため、死体専門のCT等の普及を支援するとともに、既存の法医学教室等に設置されているCT等の一層の活用を図るよう努めていく。（厚生労働省、警察庁、海上保安庁）【岩瀬専門委員】
- 2 政府および関係府省庁において、死因究明のために必要な死後画像検査ができるように、死因究明機関（大学法医学教室等）および今後設置される死因究明を実施する地方組織における死後画像検査体制を整備する。【久保専門委員】

7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)(再掲)(素案 p17)

【修正意見】

- 1 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、身元確認の精度を高めるために、DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るためを付加し、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。(警察庁)【柳川専門委員】

- 厚生労働省において、歯科診療情報が有効活用されるよう、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化に向けた検討を行っていく。(厚生労働省)(素案 p17)

【修正意見】

- 1 厚生労働省において、歯科診療情報が有効活用されるよう、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化に向けた検討を行っていくを実施し、全国の歯科医療機関で使用されている電子カルテ等に、必要な情報提供機能を搭載できるよう、周知および支援に努める。(厚生労働省)【柳川専門委員】

【追加意見】

- 1 身元確認の責任官庁である警察庁においては、厚生労働省及び日本歯科医師会、都道府県歯科医師会の協力を得て、大規模災害時等における迅速な歯科情報の収集・分析が実施できるよう、その体制整備のために必要な支援を行っていく。(警察庁)【柳川専門委員】
- 2 総務省、厚生労働省においては、「世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)」に基づいて進められている医療情報データベースの構築、医療情報ネットワークの全国展開に関し、身元確認に資する歯科診療情報のデータベース構築についても検討し、必要な支援を行っていく。(総務省、厚生労働省)【柳川専門委員】

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

- 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。(警察庁、海上保安庁)
(素案 p18)

【修正意見】

- 1 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、**身元確認**等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師、**歯科所見を採取した歯科医師**に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。(警察庁、海上保安庁)【岩瀬専門委員、小室専門委員】

【追加意見】

- 1 **解剖等を行った医師が遺族等に説明するにあたっては、解剖結果や検案結果等につき記載した説明資料を、司法解剖を行った場合であっても鑑定書とは別に作成し、わかりやすく説明することに資する指針を作成する。(厚生労働省、法務省)【福武専門委員】**